

機関番号：43911

研究種目：若手研究（スタートアップ）→研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21830168

研究課題名（和文） 里親・委託児童・実親の生活問題の構造とサポート体制に関する研究

研究課題名（英文） The Study on structure of the issue of life of a foster parents, a placement children and real parents, and there support system.

研究代表者 貴田 美鈴 (KIDA MISUZU)

岡崎女子短期大学・幼児教育学科・講師

研究者番号：70516864

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、児童福祉制度における里親の位置づけについて明らかにすることである。そのために、第1の研究では、1998年から2008年までの国内の里親研究レビューを行った。第2の研究は、里親制度創設期の問題を検討し、委託児童数が減少する前から、里親制度の衰退の潜在的要因があったことを明らかにした。第3の研究では、里親のインタビュー調査を行い、里親や里親を取り巻く事象を里親がどのように捉えているかのモデルを構築した。

研究成果の概要（英文）：In the first study, I reviewed foster-parent studies from 1998 to 2008, in Japan. In the second study, I discussed issues of the period when a foster-parent system was founded. Here, I showed there was a potential factor of the decline of the foster-parent system for since before the number of the placement children decreased. In the third study, I investigated the interview of the foster parents. As a result, the model that how a foster parent recognized a phenomenon to surround a foster parent and themselves was built.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	870,000	261,000	1,131,000
2010年度	380,000	114,000	494,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,250,000	375,000	1,625,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学、社会福祉学

キーワード：里親制度、社会的養護、児童福祉、生活問題

## 1. 研究開始当初の背景

社会的養護は、家庭の養育に欠ける児童に対して、児童福祉施設や里親によって、家庭養育の代替の枠組みを提供しようとするものである。近年、この社会的養護のあり方においては、児童虐待相談件数の増加等にもない、個別的・家庭的養護である里親制度が注目され、2002年に戦後最も大きな里親制度の改定が行われた。さらに、2004年・2008年と児童福祉法の一部が改正され、里親制度

を含め社会的養護の枠組みは大きく変わろうとしている。

家庭の事情で親と一緒に生活できない子どもにとって、心の傷の癒しや、精神的な安定などを得るためには、周りの大人との信頼関係が必要である。さらに、機能不全に陥った家庭に代わるような適切な家族モデルの獲得も必要である。こうした必要性に応えることができるのは、里親養育であると考えられる。里親の養育は、施設と異なり、養育者が一組

のカップル(あるいは1人)というように固定されており、愛着関係を築きやすいことや、養育者の家で行われる養育であることから、まさに家庭で育つことに一番近い環境である。

しかし、コルトンとウィリアムズ(1997)は、世界 21 カ国の里親制度を概観した結果、里親養育と施設養育にはどちらにも有用性があるのだから、どちらがよいかという問いはありえないと述べている。重要なことは、この特定の子どもにとってどちらがよいかを問うことだけであると指摘している。つまり、この子どもにとって何が必要であるのかを考えて、養育のあり方を選択していかなければならないと考える。

では、本当に子どもにとって適切な委託先が選択されているのかどうか、里親への委託の状況を見てみると、2008 年度現在、全国で 3870 人の子どもたちが里親の下で暮らしているが、保護されている子どもたち全体から見るとわずか 1 割程度である。つまり、9 割の子どもたちは施設養護という集団的養護をうけているというのがわが国の現状である。

先進諸国の多くが里親委託と施設措置の比率が日本とは逆転しているという国際動向との間に乖離があることや、アタッチメント理論からの知見などが生かされていない状況を考えると、里親制度が活用されていないことに対して是正が求められていると指摘できる。

以上から、里親制度を十分に活用するためには、担い手である里親と利用者である委託児童や実親へのサポート体制を再検討することはますます重要な課題であるといえる。

## 2. 研究の目的

(1) これまでのわが国の里親に関する研究

(以下、「里親研究」と記す)について、畠中(1989)と 益田(1999)は、実証的な研究が少ないことを指摘している。畠中(1989)は「里親制度の低迷—研究の不振」と、あたかも里親制度低迷の要因の一つが里親研究の不振であるかのように述べている。益田(1999)は里親研究の視点や分析・考察の方法が画一的であったと指摘している。一方において、益田(1999)は 1990 年以降、里親に関して多方面から研究されはじめ、研究手法にも進展がみられるなど、里親研究の発展の兆しを指摘している。

この益田の論文は、1963 年から 1999 年の里親研究の動向を検討しているが、それ以後、里親研究の再検討を主目的とした研究はない。そこで、1998 年から 2008 年までの里親研究の動向を概観し、その課題について展望することを目的とした。

(2) 1959 年以降、里親委託児童は減少に転じ、里親制度の衰退が始まっている。すなわち、この時期は里親委託の制度化と、里親委託の増加、そして 1960 年代以降の長期にわたる里親委託減少の端緒となった重要な時期である。しかし、先行研究レビューの結果、松本(1985)と丹羽(2003)の研究を除くと近年の里親制度に関する研究の大部分は、この里親制度創設期の里親の位置づけとその問題点についてほとんど言及してこなかったことが明らかになった。すなわち、里親研究の多くが、里親制度の衰退とその要因のみに着目してきたために、里親委託児童数がピークを迎えた 1958 年以前の里親制度創設期をほとんど検討してこなかったのである。

そこで、里親制度の源流を明らかにするために、里親が児童福祉法に規定された理由、及び、児童福祉法制定後の里親養育の基本的な要綱がまとまる時期までの里親委託の位置づけについて明らかにすることを目的とした。

(3) 2002 年以降、里親制度の拡充や里親支援が推進されてきたが、必ずしも里親制度の担い手である里親の必要性に十分に応えるものにはまだなり得ていない。その要因の一つに、里親施策においても、里親研究においても、担い手である里親からの問題が明確になっておらず、制度・政策への反映が不十分であったことが考えられる。

そこで、里親にインタビュー調査を行い、里親を取り巻く事象を里親がどのように捉えているかという概念モデルを構築する。さらに、里親の語りを細かく分析することにより、里親の抱える問題を明らかにし、そこから、里親制度・政策への課題を導き出すこと目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) 1990 年代後半～2008 年 までの里親研究の動向を中心に検討するために、里親研究の文献を国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ(CiNii)と日本子ども家庭総合研究所データベースを用いて、「里親」というキーワードで文献を検索した。

文献の選定にあたっては、著書、学術雑誌等(紀要・論文集等を含む)に発表された論文、及び調査報告書を対象文献とし、68 件を収集しリストを作成した。まず、研究方法を①文献研究、②量的研究、③質的研究、④書籍の 4 類型に分類し、2 年間毎に集計した。次に、研究の主題別に分類・集計した。さらに、調査研究を調査協力者(調査対象者)別に分類・集計した。以上を分類表を参考に科ながら分析・検討を行った。

(2) 児童福祉法成立過程に関する資料、里親制度の関係法令通知、国会議事録、厚生白書を中心とした資料分析を基本にしながら、補助的に年表や表、グラフを作成し、さらに先行研究を参照しながらこれらを総合的にみて制度・政策の歴史的検討を行った。

(3) 里親と里親支援に関わる行政や民間の担当者にも聞き取り調査をすることにより、里親養育の問題と必要なサポート体制など課題についても考察、言及していく。

調査期間は2010年から2011年にかけて約3ヶ月間であった。調査協力者は、地域里親会会員12世帯(15名)で、内訳は、養育里親6世帯(7名)、ファミリーホーム管理者1世帯(1名)、養子縁組をした里親5世帯(7名)であった。調査協力者のサンプリングは、初めは知人の紹介でインタビューし、また紹介していただく芋ずる式サンプリングによった。

なお、この調査に先立ち、調査協力者との間に同意書を交わし、名古屋市立大学大学院人間文化研究科の倫理審査委員会にて承認を受けている。研究方法は、半構造化面接を行い、インタビュー時間は1時間～2時間で、インタビュー内容は協力者の同意を得て録音した。分析方法は、録音データを逐語記録化し、質的データ分析ソフトMAXQDAを補足的に使用し、佐藤(2008)の質的データ分析を参考に分析を行った。

具体的には、初めにトランスクリプトを内容にそって切片化し、オープンコーディングを行った。この作業によって、12世帯のインタビューから1137カ所の文書を切り取り、コードをつけていき、第1段階のオープンコーディングが終わると、次にコードの似た内容同士を集め、グループを作っていく、コードよりも抽象度の高いカテゴリーを生成していく作業を行った。

#### 4. 研究成果

(1) 1998年～2008年のわが国の里親研究を概観した結果、1998年以降に里親研究の数が増加し、特に質的研究の増加が顕著になったことが示された。さらに、研究協力者に元委託児童や現在の委託児童も含まれるようになり、当事者の視点を重視した研究が発表されていることも明らかになった。

しかし、一方で、委託児童の実親を対象とした研究や、里親制度と施設制度との関係を主題とした研究はほとんど進んでいない。さらに、社会科学的視点に立脚した社会的規定要因や政策過程の本質的な研究が少ないことも明らかになった。

そこで、今後の里親研究には、「里親・施設・児童相談所の連携」、「実親の生活問題と里親家庭との関係」、「里親制度をめぐる社

会的要因との関連」、「政策決定の過程への批判的視点」という4つの課題があることを導き出した。

以上の結果は、「里親に関する研究の展望と課題—1998年～2008年までの国内文献から—」として、名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』No.12に論文として掲載された。

(2) 里親制度の源流を明らかにするために、児童福祉法成立期の里親委託の位置づけについて検討した。その結果、児童福祉法立案当初から政府は個人家庭での養育を施設での集団養護より優先し、GHQの影響下で「個人家庭での養育」という概念を里親という言葉にし、児童の福祉を保障するために里親委託を国の管理下におこうとし、里親は児童福祉法に規定されたことを明らかにした。具体的には、家庭的養育の委託先の変遷は、個人の家庭、私人という曖昧なものから、親族、寺院・教会や保護団体という明瞭に対象を限定し、最終的に児童福祉法には、公的に管理・監督が可能な認可された里親として規定されたことを明らかにした。

また、児童福祉法制定後、児童の人身売買や労働搾取に対して、政府は法令通知により都道府県に注意喚起するとともに、保護受託者制度を設け、里親養育から労働を切り離そうとした。しかし、里親制度そのものが児童労働を認めていることから、里親委託の位置づけを純粋な養育に限定することができなかつたという事情について明らかにした。

さらに里親制度の衰退の要因として、里親制度自体の問題、里親委託への限界やあきらめ、GHQの制約からの解放の3つを指摘した。

以上の結果は、「児童福祉法成立期の里親委託の位置づけ」として『岡崎女子短期大学研究紀要』第44号に論文として掲載された。

#### (3)

質的データ分析を行った結果、表1に示したように、5つの上位カテゴリーと17のサブカテゴリー、62の概念カテゴリーを生成することができた。このカテゴリーにそって、里親の養育の問題、里親と実親と関わり、里親と施設・児童相談所との関わりなどの構造を明らかにし、どのような里親養育に関してどのようなサポート体制が必要であるのかを考察中であり、23年度中に論文を執筆し、発表する予定である。

表1 里親養育に関する概念モデル

カテゴリー(5)	サブカテゴリー(17)	概念カテゴリー(62)
1 と里親になること・里親であること	里親登録の動機	子どもを救いたい 親になりたい 生育環境と経験 宗教的背景 他者からの働きかけ
	里親を続ける理由	施設ではなく家庭で育つことの重要性 里親をやめられない 里親として生きていく まわりのサポートがあること 自己の肉体的成長と充実感 宗教心・信念
2 里親養育の現実と課題	委託前の状況	子どもの状況(養護問題)
	委託中の状況	問題行動 子どもの気持ち 子どもの良い変化 子どもの特徴・状況 子どもへの愛情と責任感 子どもの養育・関係づくりの困難さ 児童相談所からの支援
	委託解除前後の状況	自立支援の必要性 子育ての反省 里親の精神状態 子どもとの関係の継続 子どもとの関係の断絶
	実親の実態と関わり	実親の状況(生活問題) 実親との連絡・面会状況 実親の親権の強さ
3 と児童相談所・施設への認識	養育里親への委託状況に対する不信感	不十分な情報と見直し 委託が少ない 対象児童と里親とのマッチング
	児童相談所への不満と要望	里親へのサポート体制 養育に関する意見の相違・摩擦 委託への認識・積極性 職員配置・専門性
	施設に対する思い	施設と関わっていききたい 施設批判
4 との当事者組織の構築と社会	全国里親会の問題と課題	存在意義 体質・システム
	地域里親会の問題と課題	里親会の現状 里親会の問題点 今後の改善点
	里親開拓	他者への啓発 里親主体の組織
	社会からの視線	養親の不安・警戒心 養育里親の社会への疑問
5 の社会的養育への認識	養育里親への認識	専門里親の問題と課題 里親の適性・専門性 里親の位置づけ
	国への要望	里親制度が進んでいない 里親養育の優先性教

		育・サポートの重要性 里親研修 里親手当
	ファミリーホームへの認識	ファミリーホームは家庭である ファミリーホームへの抵抗感 里親との相違点
	養子縁組の実態と課題	養子縁組里親への依頼の連絡 委託を待っている養子縁組里親の持ち・状況 真実告知 社会的養護観の欠如 養親として子どものために心がけていること 養育里親から養子縁組への認識 養子縁組までのプロセスと困難さ

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

- ① 貴田美鈴、児童福祉法成立期の里親委託の位置づけ、査読無、第44号、2011、7-16
- ② 貴田美鈴、里親に関する研究の展望と課題－1998年～2008年までの国内文献から－、人間文化研究、名古屋市立大学大学院人間文化研究科、査読有、No.12、2009、85-100

6. 研究組織

(1) 研究代表者

貴田 美鈴 (KIDA MISUZU)

岡崎女子短期大学・幼児教育学科・講師

研究者番号：70516864